

主な指摘事項 【訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護】

| 区分 | 項目 | 内容 | 文書指摘 件数 |
|----|---------------|---|------------|
| 人員 | 訪問介護員等の員数 | ・指定訪問入浴介護の提供に当たる従業者（看護職員及び介護職員）のうち1人以上は常勤でなければならないとされているところ、事業所として常勤職員を配置していないため配置すること。 | 1件 |
| 人員 | 管理者 | ・管理者について、同一法人が設置する別事業所におけるサービス提供責任者との兼務は認められないため、事業所における勤務体制を見直すこと。 | 1件 |
| 運営 | 内容及び手続の説明及び同意 | 契約書又は重要事項説明書等（以下「契約書等」）について、下記の点につき修正・追記を行うこと。今後については、修正を行った契約書等にて同意を得ること。すでに同意を得た利用者については、修正があることを説明し同意を得ること。 <ul style="list-style-type: none"> ・法定代理受領サービスに該当しない指定訪問入浴介護に係る利用料の支払いを受けた場合（償還払い）について、利用者に対してサービス提供証明書を交付する旨を明記すること。 ・苦情相談窓口について記載すること。 ・虐待の防止のための措置に関する事項について記載すること。 | 1件 |
| 運営 | 運営規程 | 運営規程について、下記の点につき修正・追記を行うこと。また、運営規程の変更については、変更届の提出が必要なため、市高齢者総合支援室宛てに変更届を提出すること。 <ul style="list-style-type: none"> ・通常の事業の実施地域について、契約書等と運営規程との間で齟齬があるため、実際の内容を記載すること。 ・虐待の防止のための措置に関する事項について記載すること。 | 1件 |

計4件